

～生保基準引き下げ違憲訴訟～

第4回 口頭弁論

5月23日
富山地裁で

多くの皆さんの傍聴をお願いします

生活保護基準の引き下げは憲法二十五条違反 — 昨年、富山市の生活保護受給者3人が市と国を相手に提訴してから1年半近くになろうとしています。

原告・被告が主張を明らかにする「口頭弁論」は、昨年6月と10月、今年2月に開催され、今月23日に4回目の口頭弁論が行なわれます。今回は原告側から

受給者の生活実態に基づき主張を行いません。

この闘いは、生活保護制度をとりまく問題を社会にアピールし世論を盛り上げることが重要です。傍聴席をいっぱいにするため、反貧困ネットとやま会員をはじめ多数の皆さんの傍聴参加を呼びかけます。

● 第4回口頭弁論

- 5月23日(月) 14時～14時30分
- 富山地裁・第一号法廷

傍聴希望者

事前に申し込みください
(メール: info@fureai.tv)

会場には早めにお越し下さい

第4回口頭弁論

報告集会・記者会見

同日 14時40分～(口頭弁論終了後)
県弁護士会館・3階会議室

引き続き
ご参加ください!



反-貧困ネットワークとやま ニュース
No.⑭ 2016/5/9 発行: ネット事務局 e-mail: info@fureai.tv